

令和3年 第2回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

令和3年第2回南会津町議会臨時会会議録目次

第1日 5月14日（金）

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	2
◎出席議員	2
◎欠席議員	2
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	3
◎開会の宣告	4
◎開議の宣告	4
◎議事日程の報告	4
◎会議録署名議員の指名	4
◎会期の決定	4
◎諸報告	5
◎南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙について	6
◎南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙について	7
◎議案第32号 専決処分についての上程、説明、質疑、討論、採決	8
専決第 5号 南会津町税条例等の一部を改正する条例	
専決第 6号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例	
専決第 7号 南会津町復興産業集積区域における町税の特 例に関する条例の一部を改正する条例	
専決第 8号 南会津町固定資産評価審査委員会条例の一部 を改正する条例	
専決第 9号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第 11号）	
専決第10号 令和2年度南会津町国民健康保険特別会計補 正予算（第4号）	
専決第11号 令和2年度南会津町後期高齢者医療特別会計	

補正予算（第3号）

専決第12号 令和2年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）

専決第13号 令和2年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

専決第14号 令和2年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

専決第15号 令和3年度南会津町一般会計補正予算（第1号）

◎議案第33号	工事請負契約について（南会津町防災行政無線設備更新工事）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	17
◎議案第34号	物品購入契約について（建設機械購入）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	19
◎議案第35号	物品購入契約について（給食配送車購入）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	20
◎議案第36号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町小豆温泉窓明の湯、南会津町小豆温泉花木の宿）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	24
◎議案第37号	教育委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決……………	28
◎議案第38号	監査委員の選任についての上程、説明、質疑、採決……………	29
◎議案第39号	固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで一括上程、説明、質疑、採決……………	30
◎議案第43号	令和3年度南会津町一般会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	33
◎閉会の宣告……………		39
◎署名議員……………		41

令和3年第2回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

令和3年5月14日(金曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 5 南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 6 議案第32号 専決処分について
- 専決第 5号 南会津町税条例等の一部を改正する条例
- 専決第 6号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 専決第 7号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 専決第 8号 南会津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 専決第 9号 令和2年度南会津町一般会計補正予算(第11号)
- 専決第10号 令和2年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 専決第11号 令和2年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 専決第12号 令和2年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 専決第13号 令和2年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 専決第14号 令和2年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 専決第15号 令和3年度南会津町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第33号 工事請負契約について(南会津町防災行政無線設備更新工事)
- 日程第 8 議案第34号 物品購入契約について(建設機械購入)
- 日程第 9 議案第35号 物品購入契約について(給食配送車購入)
- 日程第10 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について(南会津町小豆温泉窓明の湯、南会津町小豆温泉花木の宿)
- 日程第11 議案第37号 教育委員会委員の任命について

- 日程第12 議案第38号 監査委員の選任について
 日程第13 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第14 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第15 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第16 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第17 議案第43号 令和3年度南会津町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 正 義	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	小 寺 俊 和	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	鈴 木 秀 和	税 務 課 長
渡 部 秀 介	住 民 生 活 課 長	阿 久 津 勝 英	健 康 福 祉 課 長
室 井 利 和	農 林 課 長	星 博 文	商 工 観 光 課 長
月 田 啓	建 設 課 長	遠 藤 知 樹	環 境 水 道 課 長

渡部 さつき	会計室長	菅家 康夫	農業委員会 事務局長
渡部 浩明	学校教育課長	廣野 友一郎	生涯学習課長
阿久津 正人	館岩総合支所長	馬場 誠	伊南総合支所長
酒井 浩哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星 貴夫	事務局長	星 彰	議事係長
------	------	-----	------

開会 午前 10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 皆さん、おはようございます。

携帯電話等をお持ちの方は、スイッチを切るか、マナーモードへの設定をお願いいたします。

ただいまから令和3年第2回南会津町議会臨時会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、五十嵐芳道君、10番、湯田哲君を指名いたします。



◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。



◎諸報告

○室井嘉吉議長 日程第3、諸報告を行います。

本日は、4月1日付の定期人事異動後における初の議会でございます。議会事務局長に異動がありましたのでご紹介をいたします。

議会事務局長の星貴夫君です。

○星 貴夫事務局長 よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 それでは、議会事務局から異動職員の紹介をお願いいたします。

事務局長。

○星 貴夫事務局長 それでは、私から議会事務局職員を紹介させていただきます。

議事係主査から昇任いたしました議事係長の星彰です。

○星 彰議事係長 よろしく申し上げます。

○星 貴夫事務局長 次に、議会事務局に配属となりました議事係主査の猪股雅勝です。

○猪股雅勝議事係主査 よろしく申し上げます。

○星 貴夫事務局長 以上です。

○室井嘉吉議長 次に、執行部の方々の紹介をお願いします。

副町長。

○渡部正義副町長 おはようございます。

私のほうから、4月1日付で人事異動があつて新たにポスト職に就いた者、それから異動があつた者についてご紹介いたします。

まず、総務課長、小寺俊和でございます。総合政策課長からの異動でございます。

○小寺俊和総務課長 よろしく申し上げます。

○渡部正義副町長 続きまして、総合政策課長、星良栄でございます。総合政策課主幹兼課長補佐からの昇任でございます。

○星 良栄総合政策課長 よろしく申し上げます。

○渡部正義副町長 続いて、2列目でございますが、生涯学習課長、廣野友一郎でございます。生涯学習課課長補佐からの昇格でございます。

○廣野友一郎生涯学習課長 よろしく願いいたします。

○渡部正義副町長 環境水道課長、遠藤知樹でございます。生涯学習課長からの異動でございます。

○遠藤知樹環境水道課長 よろしく願いいたします。

○渡部正義副町長 税務課長、鈴木秀和でございます。住民生活課課長補佐からの昇格でございます。

○鈴木秀和税務課長 よろしく願いいたします。

○渡部正義副町長 伊南総合支所長、馬場誠でございます。伊南総合支所振興課長からの昇任でございます。

○馬場 誠伊南総合支所長 よろしく願いいたします。

○渡部正義副町長 以上6人、人事異動で替わっております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 これをもちまして、異動職員の紹介を終わります。

次に、令和3年5月13日付で室井英雄君、丸山陽子君、湯田良一君から、一身上の都合により南会津地方広域市町村圏組合議会議員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可いたしましたので報告をしておきます。

同じく令和3年5月13日付で湯田芳博君、渡部訓正君、大桃英樹君から、一身上の都合により南会津地方環境衛生組合議会議員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可いたしましたので報告をしておきます。

これで諸報告を終わります。



◎南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙について

○室井嘉吉議長 日程第4、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

本件は室井英雄君、丸山陽子君、湯田良一君の辞職に伴うもので、選挙する議員の数は3人です。本議員の選任については、過般開催しました議員懇談会の申合せにより、議会広報委員会を除く常任委員会の推薦により充てることになっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

南会津地方広域市町村圏組合議会議員に総務委員会から湯田哲君、産業建設委員会から湯田芳博君、菅家幸弘君の3名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した湯田哲君、湯田芳博君、菅家幸弘君を南会津地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した湯田哲君、湯田芳博君、菅家幸弘君が南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選された湯田哲君、湯田芳博君、菅家幸弘君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

これで南会津地方広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を終わります。



◎南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙について

○室井嘉吉議長 日程第5、南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙を行います。

本件は湯田芳博君、渡部訓正君、大桃英樹君の辞職に伴うもので、選挙する議員の数は3人です。本議員の選任については、過般開催しました議員懇談会の申合せにより、議会広報委員

会を除く常任委員会の推薦により充てることになっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

南会津地方環境衛生組合議会議員に総務委員会から馬場浩君、産業建設委員会から室井英雄君、文教厚生委員会から丸山陽子君の3名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した馬場浩君、室井英雄君、丸山陽子君を南会津地方環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました馬場浩君、室井英雄君、丸山陽子君が南会津地方環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま南会津地方環境衛生組合議会議員に当選された馬場浩君、室井英雄君、丸山陽子君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

これで南会津地方環境衛生組合議会議員の補欠選挙を終わります。



◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 ここで議長から申し上げます。

これから議題となります日程第6、議案第32号から日程第17、議案第43号までの議案審議に

については、南会津町議会基本条例第10条の規定により、質疑の応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、その趣旨は簡潔明瞭に質疑されるようご協力方よろしくお願いを申し上げます。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。

日程第6、議案第32号 専決処分について、専決第5号 南会津町税条例等の一部を改正する条例、専決第6号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例、専決第7号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例、専決第8号 南会津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、専決第9号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第11号）、専決第10号 令和2年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、専決第11号 令和2年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、専決第12号 令和2年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）、専決第13号 令和2年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、専決第14号 令和2年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、専決第15号 令和3年度南会津町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

令和3年第2回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に提出いたしました各議案等の提案理由についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第32号 専決処分についてをご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正や国の定める省令等の改正に伴い、関係する町のそれぞれの条例の一部改正について及び令和2年度の各会計に関する最終補正予算について並びに令和3年度一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

まず、専決第5号 南会津町税条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、南会津町税条例等の一部を改正することについて

専決処分したものであります。

主な改正内容であります。1点目は土地に係る固定資産税の負担調整措置について、課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるもののほか、令和4年度分または令和5年度分の固定資産税に限り、価格の下落修正を行う措置について現行の仕組みを継続するものなどであります。

2点目は個人町民税に関し、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について適用期限を5年延長するものなどであります。

3点目は軽自動車税に関し、環境性能割の税率区分の見直し及び種別割のグリーン化特例の見直しを行うものであります。

次に、専決第6号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等が公布されたことに伴い、南会津町税特別措置条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正内容は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除措置について、対象業種、取得価額、対象設備が見直されるとともに適用期限を3年延長し、令和6年3月31日までとするもののほか、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除の適用期限を2年延長し、令和5年3月31日までとするものであります。

次に、専決第7号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本件は、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正内容は、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除の適用期限を3年延長し、令和6年3月31日までとするものであります。

次に、専決第8号 南会津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本件は、審査の申出及び口頭審理における押印等の見直しに伴い、南会津町固定資産評価審

査委員会条例の一部を改正するものであります。

次に、専決第9号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第11号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は歳入歳出それぞれ8,930万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ166億7,459万5,000円としたものであります。

その補正の主な内容は、各種財源や事務事業の確定及び実績見込み等によるものでありまして、歳入の主なものでは、特別交付税の確定に伴う地方交付税のほか、町税、分担金及び負担金等を追加する一方で、事業の確定見込みにより国庫支出金、基金繰入金、町債等を減額したものであります。

歳出につきましては、公共施設等整備基金への積立金及び各特別会計への繰出金の補正をはじめ、事務事業費の確定及び実績等により人件費や新型コロナウイルス感染症対応費などをはじめとした各種事業費を整理、補正し、財源調整を予備費で措置したものであります。

また、繰越明許費及び地方債の変更は、それぞれ第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、専決第10号 令和2年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億1,805万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,993万円としたものであります。

歳入では、確定見込みにより県支出金及び国民健康保険税を減額し、歳出では国民健康保険基金積立金の追加及び各種事務事業経費のほか、保険給付費等を減額したものであります。

次に、専決第11号 令和2年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ699万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,021万7,000円としたものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料及び健康診査等受託料等を額の確定に伴い補正するほか、歳出の補正額に対応して一般会計繰入金を減額したものであります。

一方、歳出では保険事業費及び事務経費の確定見込みにより減額補正としたものであります。

次に、専決第12号 令和2年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ5,282万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億

2,952万2,000円としたものであります。

歳入では支払基金交付金及び県支出金を額の確定に伴い減額するほか、歳出の補正額に対応して一般会計繰入金を減額し、歳出では事業費の確定見込みにより、介護サービス等諸費などの保険給付費及び地域支援事業費などを減額する一方、介護給付費準備基金積立金を追加補正いたしました。

次に、専決第13号 令和2年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ142万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,001万円としたものであります。

歳入では、下水道使用料及び下水道加入金を確定見込みにより減額し、歳出においても事業の確定見込みにより施設管理に係る集落排水事業費を減額補正したものであります。

次に、専決第14号 令和2年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ224万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,049万9,000円としたものであります。

歳入では、確定見込みにより公共下水道使用料及び受益者負担金を減額し、歳出においても事業の確定見込みにより、人件費及び施設維持管理に係る公共下水道事業費などを減額補正したものであります。

次に、専決第15号 令和3年度南会津町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ5,948万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ126億9,348万円としたものであります。

その補正の主な内容は新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に必要な経費で、集団接種時の医師及び看護師への執務謝金並びに個別接種時の医師への接種委託料等であり、その財源を全額、国庫負担金とするものであります。

このほか、既決の予算の組替えにより予約センター業務委託料や接種会場までの送迎業務委託料等を新たに計上したものであります。

以上、専決処分いたしました11件の説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私は令和3年度の一般会計補正予算なりと令和2年度の補正予算に関わってくる内容だとも思うんですが、高齢者ワクチン接種についてお伺いをします。

昨日から75歳以上の高齢者接種予約が始まりました。私のところにも9時開始の中で電話がなかなかつながらないという町民からのお話もございました。それらを受けて、以下質問をさせていただきます。

まず1点目は、昨日の状況は、9時からですから、どのような状況だったのか教えていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

昨日の予約の状況というふうにお受けいたしました。予約につきましては電話予約とウェブ予約、この2つで行っておりますけれども、まず電話予約につきましては、昨日316件の予約を受付させていただいております。そして、ウェブ予約のほうですけれども、おおよその数になってしまいますが、1,700人のご予約をお受けいたしました。合計しますと2,000人を超える方のご予約が入ったこととなります。

今ほど電話のほうがつながりにくいという状況だったというようなお話でしたけれども、確かにそのお電話が健康福祉課のほうにも入ってございまして、なかなかつながらないということでお電話だったんですが、それについてはもう少しお時間を待って、再度お電話していただきたいというようなお話をさせていただいております。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 それで2点目なんですが、やはり一番心配されるのは町から丁寧なパンフレットなり、申込み関係の用紙を私も見せていただきました。その中で相談できる人というか、高齢者が1人で生活している方というのは、相談できる方がいない場合、どのような対応を考えているのか、これももう少し予約状況が進んでいくと、全く連絡をいただけない方というのはだんだんと出てくると思うんですよね。

そういう方に対してどのような対応をするのか、今から準備も必要ではないのかなど。そうでないと、結果的に予約ができないでいってしまうというような形になってしまうのではないかとこのように思うんですが、それらについて執行部のほうでどのように考えているか、考え

があればお聞かせをください。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

確かに高齢者の中には身寄りのない方、そしてお一人でお過ごしの方がいらっしゃいます。各チラシの中にはご近所の方やご家族にご相談してウェブ予約をとというお話でお願いはしているんですが、そういった方についてはなかなかご相談する方もいらっしゃらない。ただ、その方がどちらにいらっしゃるのかというのが今のところ、私どもでは把握はできていないところではあるんですけども、それに向けて一応、4月末に開催されました行政連絡員会議の中でも丁寧にご説明をさせていただいて、各地区でのそういった方に聞かれた場合にはご相談に乗っていただきたいということを区長様、行政連絡員の方にもお願いいたしました。

さらに、すぐ民生委員、児童委員の方々にも同じように、今回、75歳以上にお送りした内容の書類と同じようなものをお送りいたしまして、ご質問があった場合にはご相談に乗ってもらいたい、そしてつないでいただきたいというようなことでお願いはいたしました。

今後については、まだ明確なことは申し上げられませんが、そういった方々がいらっしゃることも承知しておりますので、丁寧な対応を考えていきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひそういった、抜けて結局それが何もできなかったというような形にならないように、やっぱりそのところを、確かに執行部側としては大変だと思うんですが、それらの対応をお願いしたいなど。やっぱり準備を今からしていけば一定程度の対応として可能、後で対応するといってもなかなか大変です。その準備を今からしておくというのは大事ではないかというふうに考えますので、今、課長の答弁で一定程度、そのところをちゃんと今後の予約状況を見ながら準備をしたいということでございますので、ぜひそれらについてはお願いしたいなというふうに思います。

あともう1点は、今回1回目の予約をしますと自動的に2回目のほうも予約がされるような形で、私は本当にこの対応というのはすごく、それこそ丁寧な対応ではないかというふうに考えています。

ただ、2回目の接種日に具合が悪くなったり、あとは都合がつかなくなった場合のその対応としてはどうするのか、それらの対応は考えておられるのかどうか、それもお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

2回目に体調が悪くなって受けられなくなった場合の対応ということでございますけれども、本当にこれについては課内でも相当検討いたしました。実際のところを言いますと、1回目を受けて3週間目に2回目を受けるわけなんです、その方にとってもすぐに、できるだけ早めに、その日は駄目でも2回目を打たなければいけないということがまず1つあります。

今、国からも言われていますけれども、ワクチンを無駄にしないようにということで、一度準備してしまいますと、1日といえますか、5時間以内に接種をしなければいけないという決まりがありますので、簡単に言いますと、その日のうちに別の方の1回目として、そのワクチンを接種しなければいけないということになります。これを併せて行うということが今、大変課題になっておまして、これは私どもの町だけではなくて、全国どこでも同じことが言えることだと思えます。

これについてはワクチンをできるだけ無駄にしないということも当然ではあるんですけども、なかなかその調整がうまくつくかどうか、今、検討をしておまして、次にすぐにでも打てる方を予備としてリストアップしておくとか、そういった方法も考えられるんですが、そういったところも含めて、今後早急に検討していきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひそのところは、確かに想定が今、つかない中でこういう質問というのは私もちょっと考えたんですが、今、本当にこういったワクチン接種、全国民がいつ頃にやるというような形は全く初めての事例ですから、ぜひそのところは対応を検討していただきたいと思います。その際に2回目の方がそのときにできない場合というのはどうなるんですか。それをお願いしたい。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

基本的には、標準的に3週間後に打つのが原則になっておりますが、その日に体調が不良で打てなかった場合には、できるだけ早く接種をするようにというふうに決められております。この期間については特に何週間とか何日という指定はないんですが、できるだけ早くという言葉が使われておりますけれども、そうしますと、それなりの早い時期に打てるようにしなければいけないものですから、その際は、今考えられるのは集団接種会場での接種に切り替えて打つ方法なども検討はしております。

ただし、やはり1人増えてしまうと、ワクチンが1つの瓶から6本の注射器が取れるもので

すから、そうすると、そこにそれ以外の方5人を追加して1つの瓶を使わなければいけないという状況になりますので、そういった調整を細かくできるかというのが今、課題になっております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私も初めての事例の中で検討をするというのも本当に大変だなというふうに思うんですが、やっぱりそれが結果的に町民の安心・安全というのにつながりますので、ぜひそのところを、本当に健康福祉課だけじゃなく、町全体として取扱いを検討しながら、逆に南会津町が本当に素晴らしい対応がされたというふうなことが言われるような対応を取っていただきたいなというふうにお願いをして、私の質問は終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから、電話がつながりにくい、なかなか予約が取れないという対策について、今、検討している中身を少しお話しさせていただきます。

町には集落担当職員という制度がありまして、各集落に数名張りつけをしております。こちらからその職員に、誰々のところに行って予約を取ってこいというような指示は出せません。しかしながら、お客様のほうから役場に行くと担当職員がいるから、そこに連絡すればインターネット上から取ってもらえるんだというようなものをアナウンスをしながら対応したいなというふうに今、思っております。

議員の皆様におかれましても、そういう方がいらっしゃいましたらば、そのようなアナウンスをしていただく、もしくは代行で入力していただくというようなことでお力添えをいただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

ないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決定しました。



◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 次に、日程第7、議案第33号 工事請負契約について（南会津町防災行政無線設備更新工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第33号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、南会津町防災行政無線設備更新工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事は、災害時において多様な情報伝達手段による住民への情報伝達を迅速に行える一斉送信システムを導入するため及び南郷地域における防災行政無線設備を電波法改正に伴う新規格へ対応させるため、本町及び各総合支所の防災行政無線設備を2か年で更新するものであります。

今年度の工事が継続的な内容となることから、昨年度、指名競争入札により落札した株式会社カナデンエンジニアリング東北支店を単一選定し、随意契約といたしまして請負金額2億4,200万円にて同社と請負契約を締結し、工事期間は令和4年3月31日までを予定するものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 予想ぐらいの金額で高額でありますけれども、これによって、聞きましたけれども、東部、田島地区なんかでやっているものも全く同じような形、山口が大分古いタイプだったので、電波法の関係でこちらと右にならえとすると思うんですけれども、中身はどんな感じなんでしょうか。大体の部分でお願いいたします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 今年度におきましては、南郷地域の再送信子局ですとか簡易中継局、屋外の拡声子局ですとか個別受信機がございますので、その辺の整備を行います。

田島地域、館岩地域、南郷地域と同じレベルの個別受信機ということで、田島地域は若干、個別受信機も古くなっておりますので、今、新しく整備した中でどうしても古い個別受信機が使えない場合はそちらにシフトしていくということで、システム上は同じ機械なので田島地域もそういった形で工夫しながら、全域にわたってきちんと共通した個別受信機を整備する予定でございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 個別受信機のほうのモデルというか、タイプも変わるということなんですけれども、切り替わりというか、多分、南郷地区は個別受信機というのは今までなかったんでしたっけ。その辺も確認なんですけれども、要は切替えのときというのはやはり古いものと現行のがあって、3月の工期期限のときに切替えを徐々に地区ごとに、エリアごとにやっていくのですか、その辺はどんな流れなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 これまで田島地域、そして館岩、伊南地域もそのシステムの更新をやってデジタル化ということでシステムを更新しております。そういうアナログとデジタルをどうするんだ、またさらに今回はもともとデジタルのところを別な方式の新しい周波数のシステムに替えるということなんです、そこはまず、今ほど言いました地域、エリアごとに分けながら重複して、片方だけしかやらないんじゃないなくて、しばらくの間は、整備が完了するまではどちらも使えるような形で対応したいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 次に、日程第8、議案第34号 物品購入契約について（建設機械購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第34号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、田島地域で稼働しております除雪ドーザの更新に係る物品購入契約であります。

当該車両は平成14年に購入し、18年が経過。老朽化による馬力の低下と頻発する故障時の対応、交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、冬期間の通勤・通学及び住民生活に支障を来している現状にあることから、除雪作業の円滑化による安全・安心な交通確保に寄与するため、国の社会資本整備総合交付金事業により除雪車両の更新を行うものであります。

このため6社を指名し、去る4月22日に指名競争入札を実施した結果、日本キャタピラー合同会社津営業所が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するため、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

契約物件の概要は14トン級車輪式除雪ドーザロータリー除雪装置付き1台、第4次排出ガス規制対策型で契約金額を3,905万円とし、納入期限を令和4年3月22日とするものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 次に、日程第9、議案第35号 物品購入契約について（給食配送車購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第35号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、館岩地域の小・中学校へ給食を運搬する給食配送車の更新に係る物品購入契約であります。

現在使用中の給食配送車は平成13年に購入したもので、購入後20年が経過し、老朽化による損傷が顕著化してきております。また、本4月には館岩学校給食センターと伊南学校給食セン

ターを統合し、舘岩小学校及び中学校の学校給食を伊南学校給食センターからの配食に変更したことから、給食の確実かつ安全な運搬を確保するため、給食配送車の更新を行うものであります。

このため、去る4月28日に8社と見積り合わせを実施した結果、福島トヨペット株式会社南会津店に決定いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するため、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

契約物件の概要は、ベース車両、トヨタダイナ2トン車にリフト付きアルミ製コンテナを架装したもので、契約金額を804万8,740円とし、納入期限を令和3年8月18日とするものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 執行調書、資料のほうを見ますと、8社を指名して、福島トヨペット(株)南会津店が落札というふうになっています。まず1つは、なぜ指名競争でなく、随意契約なのか、こういった場合の契約方法の規定等はあるのか、お伺いします。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 契約の関係でございますので、担当しています総務課長よりお答えをさせていただきます。

議員おただしのように、契約には競争入札と随契の一種である見積り合わせということで行っております。今回の給食配送車につきましては見積り合わせという手法で決定をさせていただきました。

財務規則によりますと、財産の買入れの場合は予定価格が80万円以上は競争入札に付すということになっておりますが、80万円未満でないと随契はできないということになっております。しかしながら、地方自治法施行令の中で、これによらず随意契約ができる規定がございます。

今回の場合は施行令の167条の2の1項の6号ということで、競争入札に付することが不利なときということの条件を当てはめまして、不利と認められるときという項目を当てはめまして、見積り合わせに変えたものでございます。

それでは、なぜ競争入札が不利だったかということをお伺い申し上げますと、まず前の議案であり

ました除雪ドーザとか、または消防ポンプとか極めて特殊な車両につきましては指名業者を拡大して、会津エリアなり県内に拡大して行っておりますが、当該給食車両のような通常の車両につきましては町内の業者さんを指名して、受託機会の拡大を図っております。

今回の場合の執行調書をご覧くださいますと全て町内の業者であります。この中で指名競争入札に参加できる入札参加資格をお持ちの業者さんが数が少ないということで、ディーラーをはじめ、そういう業者さんに限られているということもありますので、そういう方々を指名しての入札になりますと受注機会の拡大にはつながらない、さらには町にとっても有利な契約ができないということがございますので、施行令の競争入札に付することが不利なときという場合に当てはめまして、今回、入札参加のない方々に見積り合わせの通知を出しまして、見積り合わせを行うことによって、そのような形を取って契約をするというふうにしたものでございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 丁寧な説明をありがとうございます。

私もその点については、そういう受注機会の拡大を図るということで対応するという事は間違っていないなというふうに考えます。

あともう一点は、今の第34号では除雪ドーザは消費税込みでなく、今回の第35号は税込みによる見積り合わせを実施ということで先ほどの調書の欄外に記載されているわけですが、なぜ税込みなのか。つまり、こういう場合は消費税込みで、こういう場合は税抜きでというような、そういった取扱いの基準はあるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

税込みによる見積り合わせなのか入札なのか、税抜きなのかということの基準でございますが、特に税込みだろうが税込みでなかろうが決まりはないというふうに承知しております。

しかしながら、除雪ドーザの場合は税抜きで、給食配送車は税込みにしたのかというおたがでございますが、先ほど申し上げましたように町内の業者さん、こちらに見積りを通知しております。車両につきましては消費税のほかにも税金があります。重量税とかもありますが、そのほか諸費用とかいろいろな細かい費用がかかってきております。

この中で、各業者さんから見積りをいただくときに、統一的に見積りをいただくには、やりやすい方法として全額で、総額で見積りをいただいたほうがお互いに町も業者さんもやりやすいということがあります。

総額で表示したことによって不公平が生じるということは、全て税込みで通知をいただきますので不公平が生じないということがありますので、やりやすい方法でやらせていただいていると考えております。

なお、この方法につきましては従来から行っておりまして、特に問題はないということから、このような形で進めさせていただいております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そうしますと、全て車の一般的な購入、例えば公用車関係なんかは多分基準外だから、今回の議案のほうには上がってこない中身なんですけど、やはり見積りというか、多分、それも執行部のほうではやっているかと思うんですね。それは消費税、重量税とか、そういう経費も全て込み込みの中で見積り合わせをして、決定をされているというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

今のような細かい点があるので、総務課のほうで統一した見積書の様式を作って、ここに数字を入れてくださいという形のものを作っております。そこで税抜きがこれだけですよ、消費税がこれだけですよということで記載をしていただいて、税抜きの価格、税込みの価格、全てが分かるような形で出していただいた中での比較ということになりますので、税込みでの比較、税抜きの比較としても特に変わりがないので、部署によっては取扱いが違うということになるかもしれませんが、結果的には同じものになるというふうに考えておりますので、問題なく行っているというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 次に、日程第10、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町小豆温泉窓明の湯、南会津町小豆温泉花木の宿）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本案は、本年4月から指定管理者が未定となっておりました南会津町小豆温泉窓明の湯及び南会津町小豆温泉花木の宿について、株式会社DMC a i z uを指定管理者として指定し、指定管理の期間は令和3年5月20日から令和8年3月31日までとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この小豆温泉窓明の湯と花木の宿の指定管理の指定に当たって、DMC a i z uと、例えば雇用者の待遇とかそういう基準、選定に当たってのそういう内容というのは話をされたんでしょうか。

というのは、なぜこういうことを聞くかといいますと、前回やっていただいた共立メンテナンスさん、調べたところ、契約社員が2名、あとそのほかの人がみんな臨時でした。こういう施設をやるときにいつも言うのが雇用の確保、仕事の確保といいながら実は待遇が大変いいも

のでなかったような気がします。そして4年後どうなるか分からない。それでは人は育たないと思うんです。今回、この指定に当たり、そういう雇用の内容というのは協議なされたでしょうか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

DMC a i z uとの元従業員等との雇用につきましては、打合せをする中で従業員を雇用していただきたいというようなお話はしております。ただ、雇用の待遇等の内容につきましては、そこまで細かくは今のところは打合せしておりません。

ただ、DMCとしましては、スムーズな再開に向けて元従業員の方々の協力を得たいということでありましたので、指定管理が決まれば早急な雇用に向けて、面接を行っていききたいというようなお話はございました。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私は、元の職員の方の再雇用、それは大事です。そうじゃなくて、例えば今、DMC a i z uがやられている高畑スキー場、きらら289、その方の雇用者、その待遇と同レベルのものをやってもらえるかどうかというのを把握したかということなんですよ。それをしていないということではないのでしょうか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

DMC a i z uとの協議の中では今現在と申しますか、元雇用者でありました方々との給与体系等についてはある程度、資料を提示しまして、このような形で行っているというようなことでの打合せは行っていますと申しますか、資料等を提示させていただいてはおります。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 できればこれまでと同じような待遇で、契約社員で1年ごとに契約されている人が2名、そのほかの人が臨時という、そういうような状況じゃなくて、ちゃんとした正社員として、少なくとも支配人、責任者関係はそういうふうな待遇をやはりやってもらわないと、年齢が60歳過ぎの人とかそういう人たちは厳しいかもしれませんよ。ただ、働き盛りのそういう人たちが契約社員で1年ごとに契約では果たしてどうでしょうかね。例えば、やってもらおうにしてもいいサービスができるでしょうかね。私はそう考えますので、ぜひそこら辺の協議もよろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から少しこれまでの経緯といいますが、その辺のことをお話しさせていただきたいと思いますが、DMC a i z uと私も社長さんとも何度かお会いして、そしていろいろお話をさせていただきました。

当初はさらさら289、それから高畑スキー場の件がございまして、いろいろお話しした経緯の中で、当社の規定によりその従業員の待遇とかそれは改善しましたと、そう報告も聞いております。結果はどうでしたかということは申し訳ないですけども、そこまで確認しておりませんが、今回のこともそういうことを含めた中で、私としては今度のDMC a i z u、指定管理者としてやっていただく上にはその辺を十分踏まえた中でやっていただけるものと思いますし、そのようなことも町としては要望していききたい。その協議をしていききたいと思います。

確かに議員言われるように安定した雇用、そして生活ができる保証というものがなくやはり落ち着いて仕事ができないということは、これは確かでありますし、町としてもそういう職場になること、これが町としての基本的な考え方でありますので、これまでもいろいろな条件等があつていろんな雇用のされ方をしていたケースも、それはございます。何ともそれは会社の中の事情ということもありまして、実際にはなかなか口出しできない分もあった分もあります。

ですが、やはり基本的な部分はしっかり詰めた中で、私としてはその事業を進めていただくということ、これを協議しながらお互い納得の上でやって、進めていききたいと、そのように考えております。

これからですので、どのようにまた、経営方向性もいろいろあるでしょうから、そしていろんなアイデアをお持ちです。いろんなことも言われています。町としてはよくなる方向の中でお互い協議しながら、こういうことで指定管理としては受けていただきましたけれども、これから事業の進め方はいろいろ出てくるかと思っておりますので、その辺も含めて町として、雇用も含め、業務内容も含め、しっかりと協議して、そしてしっかりと経営していただけるように町としても協力もし、もちろん努力もしていただくように頑張ってもらいたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 まず、指定管理者の指定が議案にのったことは非常にほっとしております。

この小豆温泉花木の宿に付随する施設で、温泉スタンドと一緒に経営されていると思っております。

実際にこれを使用されている方がいらっしゃいますので、再開に当たってはできるだけ早く、これは5月20日からというふうになっておりますので、ぜひ温泉スタンドの、たしか今やっていないというふうに思いますので、再開についてはできるだけ早く利用できるようなことで指定管理者としっかり協議をしていただきたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 花木の宿に付随しております温泉スタンドでございますが、温泉水の供給につきましては、窓明の湯の営業再開も早急にまとまり次第、早めて再開したいと考えております。そうしますと、温泉供給の設備についても稼働しますので、温泉スタンドについても早急に再開できるものと考えております。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 5月20日ということの指定の期間であります、種々の準備があると思いますので、目標とする月といたしますか、どの辺に置いておられますか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

指定管理が決まれば早急に元職員等の面接を行いまして、従業員等の確保をしていくというような計画でございます。従業員が確保できれば施設のほうの運転も再開できますので、6月中ぐらいには再開できるものと考えております。

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにないようでありますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の上程、説明、質疑、採決

○室井嘉吉議長 次に、日程第11、議案第37号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第37号 教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

本案は、本年5月25日をもって南会津町教育委員会委員として任期満了となります河原田信弘氏を再任として教育委員に任命するものであります。

河原田氏の主な経歴は別途配付しております付属資料に記載のとおりであります。

河原田氏には平成21年5月から教育委員会委員を務めていただき、この間、温厚にして誠実な人柄で教育の推進に日々真摯な研究を重ねてこられ、その豊富な識見と教育委員としての実績は教育委員として最適任であり、引き続きその任務を担っていただくことといたしましたので、ご同意賜りますようお願いいたします。なお、任期は令和3年5月26日から令和7年5月25日までの4年間となります。

以上であります。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第37号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数です。

よって、議案第37号 教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。



◎議案第38号の上程、説明、質疑、採決

○室井嘉吉議長 日程第12、議案第38号 監査委員の選任についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第38号 監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、監査委員木下光廣氏が本年5月31日付で任期満了を迎えることに伴い、新たに舟木隆氏の監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

舟木氏の主な経歴は別途配付しております付属資料に記載のとおりであります。

舟木氏のその豊富な識見と実績は監査委員として最適任であり、ご同意賜りますようお願いいたします。なお、任期は令和3年6月1日から令和7年5月31日までの4年間となります。よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第38号 監査委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数です。

よって、議案第38号 監査委員の選任については同意することに決定しました。



◎議案第39号から議案第42号まで一括上程、説明、質疑、採決

○室井嘉吉議長 次に、関連がありますので、日程第13、議案第39号から日程第16、議案第42号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第39号から議案第42号までの固定資産評価審査委員会委員の選任については関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、本年5月31日をもって任期満了を迎えます4名の委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

まず、議案第39号で同意を求めます大竹康男氏であります。主な経歴は別途配付しております付属資料に記載のとおりであり、町村合併時の平成18年3月20日から現在に至るまでご尽力をいただいております。

大竹氏のその豊富な経験と人格、識見とも当該委員として適任であり、引き続きその任を担っていただきたいと考えますので、ご同意賜りますようお願いいたします。

次に、議案第40号で同意を求めます芳賀美恵子氏であります。主な経歴は同様に別途配付しております付属資料に記載のとおりであります。

芳賀氏におかれましては地域性も考慮し、新たな委員として就任いただくものであり、これまでの職歴からも地域の固定資産の事情にも精通されている方であります。また、その豊富な経験と人格、識見とも当該委員として適任でありますので、ご同意賜りますようお願いいたします。

次に、議案第41号で同意を求めます羽染盛弘氏であります。主な経歴は同様に別途配付しております付属資料に記載のとおりであり、羽染氏におかれましては平成30年6月1日から現在に至るまでご尽力をいただいております。

羽染氏のその豊富な経験と人格、識見とも当該委員として適任であり、引き続きその任を担っていただきたいと考えますので、ご同意賜りますようお願いいたします。

次に、議案第42号で同意を求めます芳賀勉氏であります。主な経歴は同様に別途配付しております付属資料に記載のとおりであり、芳賀氏におかれましては平成21年6月1日から現在に至るまでご尽力をいただいております。

芳賀氏のその豊富な経験と人格、識見とも当該委員として適任であり、引き続きその任を担っていただきたいと思いますので、ご同意賜りますようお願いいたします。

なお、ただいま提案申し上げました4名の方々とも任期は令和3年6月1日から令和6年5月31日までの3年間となります。

以上であります。

○室井嘉吉議長 これから1議案ごとに質疑、採決を行います。

議案第39号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数です。

よって、議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

次に、議案第40号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数です。

よって、議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

次に、議案第41号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数です。

よって、議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

次に、議案第42号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数です。

よって、議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。



◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第17、議案第43号 令和3年度南会津町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第43号 令和3年度南会津町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ8,397万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ127億7,745万3,000円とするものであります。

補正の内容は、新型コロナウイルスの影響により売上げが大きく減少し、事業継続に著しい影響が生じている事業者を支援するための事業継続支援給付金を計上するほか、家屋の新築や増改築、店舗の改修といった工事の中止や先延ばし等により仕事量が激減している建築関係者の仕事づくり等を目的とした快適な住まいづくり等整備応援事業補助金を計上するものであります。

いずれも国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とするものであります。

また、介護保険サービスのショートステイ及びデイサービスなどの利用者のうち、新型コロナウイルス感染流行地域からの来訪者と接触した方などに対し、安全の確保のためのPCR検査費用を助成する居宅サービス利用高齢者PCR検査費用助成金を計上し、その財源を国の疾病予防対策事業費等補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とするものであります。

このほか小豆温泉窓明の湯の指定管理に伴う指定管理料及び2月の融雪により浸水した星の郷ホテルの機械室等の復旧工事請負費を計上し、併せて歳入との関連で予備費を減額するものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 歳出のところで、観光施設等管理費の工事請負費で星の郷ホテルの浸水による復旧工事となっていますが、浸水対策費というのはこの中に含まれているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

この星の郷ホテルの地下機械室災害復旧工事請負費の内容でありますけれども、まずパブリック棟の地下機械室災害復旧工事請負費につきましては、水圧によって損傷を受けました地下機械室への鉄の扉の撤去、再設置を行うものであります。

パブリック棟の建築物につきましては完成とともに町に引渡しになっておりますので、今回、鉄扉の復旧について施工したいということで計上させていただいたものでございます。

そして浸水対策ということで、これまでやってきた内容を申し上げますと、3月にまず水路に詰まった倒木の撤去を実施しております。そして再び、再度浸水被害のないようにということで地下機械室への入り口部分、そこにコンクリートのかさ上げ工事を実施いたしまして、再び水の侵入がないような工事を実施しております。こちらが4月から5月7日に向けて実施をして完了したところでございます。

さらに被災の原因となりました水路につきまして、雪解け後、調査をいたしまして、130メートルの区間にわたって、一部断面が上流より下流側で狭くなっている部分でありますとか、それから大分年数がたっておりますので老朽化している部分もございまして、一部漏水が見られたというようなことから、今後、新しい水路に布設替えをする計画を立てております。

そして、全て130メートルの区間につきましては倒木、それからのり面からの土砂の崩落等ありましても対応できるように蓋掛け工事も実施したいと考えております。そちらにつきましては6月の議会のほうに提案させていただくというようなことでございます。よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今の支所長のお話を聞いていますと、竣工検査を終わって建物が引き渡されていたから、このドアのということ、修復の経費ということなんですけれども、普通、そういうときって保険が掛かってません建物に。これは一応、災害としての損傷となれば、当然、保険が利きますよね、建物保険。それはどうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

保険の適用によりまして、この災害復旧工事を実施するという計画でございます。それにつきましては、町の加入している建物共済の保険金等について保険会社のほうと協議をしております。財源のほうにその他ということで197万3,000円とございますが、こちらは予定で、保険金が入るということで前提でこの予算を提出しております。そういったことで町の保険金の対応で実施するものでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 あそこの地域を見てみますと、災害のハザードマップでは浸水時に1メートル50センチ浸水する地区になっております。ぜひそこら辺も、工事したならば地下室を造ること自体、本当は疑問なんですけれども、今さらそれを言ってもしょうがないし、ですので、今後そういうことがないように、あと水路に蓋をかけるのはいいんですけれども、使用している集落との兼ね合いもありますので、ぜひそこら辺を協議していただきながら進めていただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今回の中で①快適な住まい等整備応援事業補助金に3,030万円、そして新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金に5,000万円が計上されていますが、まず1点目は①の分ですね。

これはパンフレットを見てみますと、新築も該当というふうになりますよね。そうした場合、農林課予算の中で南会津産材利用補助金というのがございますよね。それとダブった場合というのは、特段、その問題というのはないのでしょうか。まず1点目、お願いします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

今回、議案の提出に当たりまして、参考資料としておつけした資料には記載はないんですが、その他の町の、今、議員おただしのように農林課の補助もございますし、例えば高齢者の手すりをつける健康福祉課の補助事業等、ほかの町の補助金が該当する場合には対象外にするという考えでございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 つまり、ほかの補助事業がダブった形というのはもう避けると、やっぱり避けないと駄目だと思うんですね。そこは十分に注意して対応すべきではないのかなと

いうふうに思います。

それで、①の対象金額10万円以上で5分の1の場合、2万円ですよ。そして補助金額の上限額が20万円ということになるとちょっと少ないのではないかなというのが。実際、補助金の上限額を30万円程度に上げるべきではないのかなというか、何か本当に補助を受ける、そしてそういうのを、これでやってみようかということで考える人、今までの給付金とかそれぞれの支援事業なんかを考えると、ちょっと厳しいのかなというふうに考えるんですが、それは何でなのでしょう。こういうふうにしたという理由はどういう理由なのでしょう。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

こちら提案するに当たりまして、商工観光課のほうでたたき台を考えまして、その後で商工会の事務局等と協議をさせていただきました。

議員から今、お話もありましたように、最初は30%の補助にしたらどうかとか上限額も30万円にしたらどうかというようなことでの検討もしたのですが、協議過程におきまして、あまり手厚くしてしまいますと今年度にそういう改修であったり新築であったり、そういうのが集中してしましまして、次年度以降の仕事量が減少してしまうおそれもあるというようなことで、あまり手厚くするのもどうかということで、逆に20%補助の上限20万円をお願いできないかというような話もあったものですから、今回、20%補助の上限額20万円というようなことで提案させていただきました。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 これ3,000万円で、このがな見てみますと、30万円程度の工事、50万円程度の工事、100万円程度の工事、300万円程度の工事というような形だと、新築関係はさっき言ったような南会津産材というのが補正でも対応してやっていますから、改築というのが結構大きなウエートというのを占めるのではないかなというふうに思うんですが、例えば30万円程度の工事の場合は1件6万円なんですよ。そして50万円の場合は10万円、100万円程度のものがここで説明をされている20万円、それ以上は全て一律300万円も20万円ですから、ちょっとそこどころが集中するというまでの形というのは、今回のこの後、質問させてもらいたいと思っている事業継続支援給付金なんかから見ると、事業をやったものの5分の1の上限20万円だからちょっと厳しいのではないかなというふうにやっぱり考えるんですが、その検討の余地というのではないのでしょうか。

もう既にこうやって議案として上がっていますから、私は決してやることに反対ではないん

ですよ。賛成はしたいなと思っているんですけども、少しそういうところを実体論として本当にどれだけの効果というか、そういうのを期待をするとすれば、やっぱりそういうのが必要なのではないのかな、ちょっと上げていくというのを検討していくことが必要ではないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

これは案ということなので、変更することは一向にできる内容ではございますけれども、基本的に補助事業というようなことで商工会のほうに補助金を支出いたしまして、商工会のほうで周知から、下のほうに事業のイメージが書いてありますけれども、補助申請とか交付決定等は町と商工会で行いますが、一般の住民の方が書類を提出したりという提出先については商工会で行うというようになっております。

なお、来週に商工会の工業部会の役員会がありまして、そのときにこの辺の詳細について詰めるというようなお話で伺っておりますけれども、町のほうからは商工会の工業部会に入っていない一人親方といいますか、そういった大工さんとかもいらっしゃいますので、商工会の工業部会に入っていない方にも申請をしていただいて、登録をしていただいて、そういった方もこの事業に加われるような形で何とかお願いできないかというお願いはしております。

先ほど言いましたように、町のほうは30%補助とか上限額30万円というようなことで提案させていただいたんですが、工業部会の一部の方とか商工会の事務局のほうで、そういった今年度に改築とかそういう工事が集中してしまっていて、次年度以降、仕事が少なくなったりしてしまうので、何とか20%の上限20万円でやらせてもらえないかという逆提案があった内容でございますので、町のほうからはそれを無理やり引き上げて、補助事業ですので商工会のそういった方々の意見を尊重して実施していただきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ今言った工業部会等ともやっぱり十分な話し合いもしながら、効果が最大限出るような方向で検討していただければという意見として、それはもう今回、議決の案件ですから、申し上げたいと思います。

あと2点目の給付金30万円、私の認識だと最高額30万円で、そして対象事業者というのが70社ですから、給付金合計というのは2,100万ではないんですか。5,000万円の予算措置をしていますよね。それとも給付金というのは一月で30万円で、そして4か月で120万円というか、それぞれの最高額の話ですけども、それよりも少ないところとかそういうところがあって大体

5,000万円という想定をされているのか、どういう計算がされているのか、ちょっと私もあれと思ったものですから確認をさせてください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

こちらにも付属資料として資料のほうを提出させていただいておりますが、給付金の概要の真ん中より若干下のあたりに給付金の額というようなことで、売上げ減少額の30%、30万円ではなく30%で上限100万円ということになっております。

ですから、100万円で70社ですと7,000万円になってしまうんですが、100万円に満たない50万円の方とか30万円の方とかもいらっしゃると思いますので、予算としては70社で5,000万円ということで今回提案のほうをさせていただいております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 給付金の額というところで、給付金の100万円掛ける30%だから、30万円ではないんですか。上限がそれよりも多くあるんですか。この資料を見た限りではそういうふうに見えるんですけども。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

こちらに記載されています例は、去年ですか、令和2年12月から令和3年3月までの4か月の月平均の売上額が100万円、その前の年の同じ4か月で200万円だった場合に月平均で100万円売上げが減りますので、その30%の30万円をこの場合については給付金として支給するという例でございます。

ですから、例えば売上げが月平均で500万円落ちたとなれば、500万円の30%ですから本来ですと150万円となるわけなんですけど、上限が100万円なので、その場合は100万円の給付金になるというふうにご理解いただければというふうに思います。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了をいたしました。

上衣の着衣を願います。

これをもちまして、令和3年第2回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 五 十 嵐 芳 道

署 名 議 員 湯 田 哲